

令和2年度 学校いじめ防止基本方針

練馬区立光が丘第一中学校

1 基本姿勢

本校では、いじめを受けた生徒が教育を受ける権利を著しく侵害され、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響があり、その生命や身体に重大な危険を生じさせることを、全教職員が理解し、いじめ防止・早期発見・早期解決に向けて以下を基本としてその指導にあたる。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に以下の様に定められている。

- ・「いじめとは、児童等に対して、当該児童等在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」
- ・「この法律において、「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」

3 学校及び教職員の責務と具体的な取り組み

（1）いじめ防止対策等の組織の設置

- ①管理職・生活指導部（校内委員会）・各学年主任・スクールカウンセラー、心のふれあい相談員で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ②重大事態への対応として、いじめ防止対策委員会に加え、教育委員会をはじめ、警察・児童相談所等の関係機関、専門家と連携した対策チームを設置する。

（2）具体的な取り組み

- ①いじめ防止に向けた日常的な生徒へ指導及び啓発
 - ア道徳教育全体計画をもとに日常的にいじめや人間関係について考えさせ指導する。
 - イ教科指導などにおいてコミュニケーション能力を育てる。
 - ウ授業規律を確立する。
 - エ生徒主体の小中合同挨拶運動や標語やポスターの募集等を行い、いじめ撲滅に取り組ませる。
 - オいじめの温床ともなっているSNSの使い方について、本校独自のSNSルールを生徒会中心に考えさせ、策定し啓発していく。
 - カSNS上での人間関係のトラブルを避けるために、毎月行われる安全指導や情報モラル講習会等で、ルールやマナーを指導していく。

②いじめ早期発見のための措置

- ア いじめ調査等、いじめを早期発見するため在籍する生徒に対する定期的ないじめアンケート調査・聞き取り調査を実施する。
- イ 教職員は、きめ細かな生徒の観察等を行い、管理職への連絡・報告を徹底し、いじめ防止対策委員だけでなく全教職員が情報を共有できるようにする。
- ウ いじめかどうかの判断は個人ではなく、いじめ防止対策委員会等の組織で行うという共通認識のもと、いじめの早期発見に努める。その判断材料となる生徒情報に関してはどんな些細なものでも報告するようにする。
- エ 生徒が相談しやすい環境づくりに努めるとともに、いじめ防止対策委員会を中心に全教職員がいじめの早期発見に努める。
- オ 保護者・地域にいじめ問題に関する啓発やいじめ防止基本方針等を周知するとともに情報を提供し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。

③いじめの早期対応

- ア いじめ防止対策委員会を招集し、いじめ情報の収集・確認および情報に基づく対応方針を策定し、迅速に対応する。
- イ 被害生徒および情報提供した生徒を守るための体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、見守りの徹底)
- ウ 被害生徒および保護者に対するスクールカウンセラー・心のふれあい相談員等を活用した心のケアを行う。
- エ 加害生徒に対する組織的な指導と継続的な観察を行うとともに、加害生徒の保護者に対する指導・助言等についても組織的に行う。また、加害生徒・保護者に対してもスクールカウンセラー等を活用した心のケアを行う。
- オ 管理職は、教育委員会への報告を行うとともに、状況により教育委員会からの支援や関係機関・PTAとの連携・協力を要請する。

カ インターネット上のいじめについては、以下のように対応する。

- 掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者、サービス提供者、プロバイダへの削除依頼を要請するとともに、検索結果から「キャッシュ」の削除を検索サイト運営会社に要請する。
- いじめる側の児童生徒への指導については、事実確認を行ったうえ、書き込み内容等が法律に違反することを十分に理解させ、適切に指導する。
- いじめる側の保護者への指導については、事実を説明し、指導内容を報告する。
- いじめの周囲の児童生徒には、発信者としての責任を自覚するよう繰り返し指導する。
- 保護者等からの情報提供に対しては、事実を把握している人物の有無、書き込まれている内容に関する情報等の事実確認を行う。また、削除依頼を要請するとともに、厳正に対応する方針を示していく。
- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、書き込み内容を確認し、サイト管理者やプロバイダに削除を要請する措置に関する相談窓口、違法な情報発信停止や情報の削除の手続きの方法等を児童生徒および保護者に情報提供する。

④重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のような対処を行う。

ア被害生徒に対する複数教員によるマンツーマンでの保護、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケアを行う。

イ加害生徒に対する別室での学習指導や警察への相談・通報、教育委員会への報告と状況によって、加害生徒に対する懲戒や出席停止を行う。

ウ児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携、区の「練馬区いじめ等対応支援チーム」を活用する。

エ必要に応じて、保護者・地域、関係機関に迅速かつ適切な情報提供を行い、連携・協力を依頼する。緊急に全校集会・保護者会等を開催し、学校として説明責任を果たすことで、一般生徒・保護者の動揺や憶測、誤った情報の拡散等事態の混乱を防ぐ。

4 家庭・地域との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子供が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子供を見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うようお願いしたい。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

保護者会の各種会議や面談等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校だより、学年だより、学級だより等を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。また、日頃から、電話、家庭訪問、通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解や協力を得るようにする。

5 その他留意点

いじめ防止対策委員は、いじめの実態把握及びいじめに対する措置等が適切に行われたかどうかを適正に評価し、必要に応じて基本方針の見直しを行う。